



別冊
相続の基礎知識
および
証券取引の基礎知識



三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号
加入協会：日本証券業協会・一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

目次

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 相続での基礎知識 | 1-1 法定相続人について | P2 |
| | 1-2 相続放棄・限定承認について | P3 |
| | 1-3 準確定申告について | P3 |
| | 1-4 相続税の申告について | P4 |
| | 1-5 その他死亡に伴うお手続きについて | P6 |
| 2 三菱UFJモルガン・スタンレー証券について | | P8 |
| 3 証券口座サービス および証券の主な制度について | 【証券口座の主なサービス】 | P9 |
| | ●証券総合口座 | |
| | ●MRF(マネー・リザーブ・ファンド) | |
| | ●オンライントレード・テレフォントレード | |
| | ●証券カード | |
| | ●金銭の振込先登録 | |
| | ●利金・分配金・償還金のお受取り方法 | |
| | ●国内株式配当金のお受取り方法 | |
| | 【証券取引に関する主な制度1】 | P10 |
| | ●証券税制 | |
| ●特定口座制度 | | |
| ●NISA制度 | P11 | |
| 【証券取引に関する主な制度2】 | | |
| ●マイナンバー制度 | | |
| ●租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(実特法) | | |
| ●犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法) | | |
| ●外国PEPs | | |
| ●FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) | | |
| 4 証券取引の基礎知識 | ●株式について | P12 |
| | ●債券について | P12 |
| | ●投資信託について | P13 |

以下に記載された情報は2025年2月1日現在の情報を元に記載しています。

1 相続での基礎知識

1-1 法定相続人について

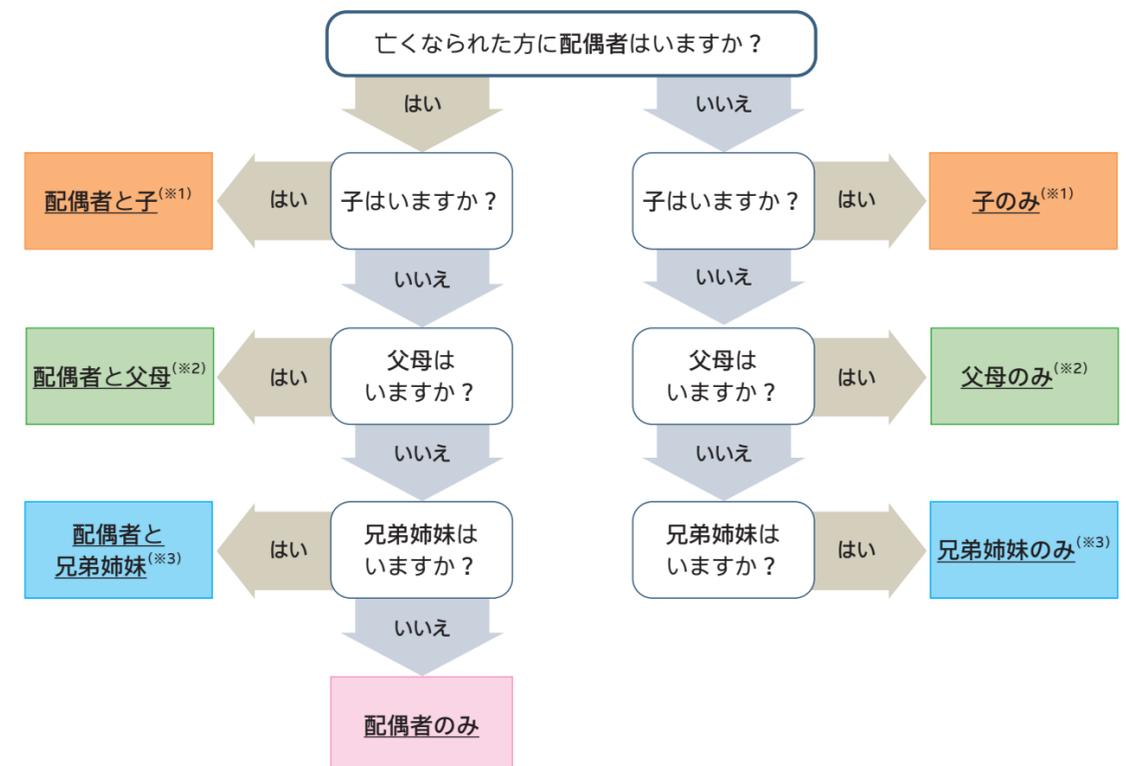
「配偶者」は下表の各順位の法定相続人とともに常に法定相続人になりますが、「父母」「兄弟姉妹」については上の順位の法定相続人がいる場合、法定相続人にはなりません。

| 順位 | 被相続人 との関係 | 法定相続人 |
|------|--------------|---|
| 第1順位 | 子(孫) | 被相続人に子がいる場合は、その子が優先的に法定相続人になります。 被相続人より先に亡くなっている子がいる場合は、孫が法定相続人となります。 (代襲相続※1) |
| 第2順位 | 父母 (祖父母) | 被相続人に子や孫がいない場合は、父母が法定相続人になります。 父母が亡くなっている祖父母が健在なら、祖父母が法定相続人となります。(※2) |
| 第3順位 | 兄弟姉妹 (甥姪) | 被相続人に子や孫、父母や祖父母もいない場合は、兄弟姉妹が法定相続人になります。 被相続人より先に亡くなっている兄弟姉妹がいる場合は、甥姪が法定相続人となります。 (代襲相続※3) |

〈代襲相続とは〉

子と兄弟姉妹には「代襲相続」が認められています。代襲相続とは、本来相続すべき人が先に亡くなっている場合にその子孫が相続することです。ただし兄弟姉妹が相続する場合、代襲相続は甥姪までとなります。

法定相続人早見表



1-2 相続放棄・限定承認について

遺産相続は借金などの負債も相続することになるので、場合によっては借金だけを相続することもあり得ます。相続放棄・限定承認はいずれも負債を相続せず、自己の固有財産を保護できるメリットがある制度です。制度を利用するには被相続人の死亡後(相続が発生したことを知ってから)3ヶ月以内に家庭裁判所へ必要な書類を提出し、手続きすることが必要です。したがって、相続財産の調査はできるだけ死亡後3ヶ月以内に終わらせておくことが重要です。

①制度の概要

| | |
|------|---|
| 相続放棄 | 一切の遺産相続をせずにすべてを放棄してしまうことです。手続きは一人だけ行うことができますが、一回手続きしたら取消ができません。 |
| 限定承認 | 相続財産の範囲内で相続負債を支払い、余剰があれば相続することができるという制度です。手続きは共同相続人全員の合意の下、全員で手続きすることが必要です。 |

②制度利用のメリット・デメリット

| | メリット | デメリット |
|------|---|---|
| 相続放棄 | <ul style="list-style-type: none"> 負債を相続せずに済む 特定の人に遺産を集中することができる 遺産分割手続きにかかわらず済む 一人で申し立てできる | <ul style="list-style-type: none"> 相続財産がプラスでも一切相続できない |
| 限定承認 | <ul style="list-style-type: none"> 負債を相続せずに済む プラスの財産が多いのかマイナスの財産が多いのかが不明である場合に、マイナスの財産を負わずに相続財産を清算できる | <ul style="list-style-type: none"> 相続人全員での申し立てが必要 財産管理人の選任が必要 債権者への催告や官報の公示が必要 資産売却に伴うみなし譲渡所得税が必要 |

1-3 準確定申告について

相続人は被相続人の1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。これを準確定申告といいます。

したがって、相続人はこの時期までに被相続人の所得状況を調査することが必要です。

準確定申告は相続人が複数いる場合、相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。

ただし、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合、当該申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告した内容を通知しなければいけません。

準確定申告が必要となるのは主に以下のケースです。

| 主なケース | |
|------------------|-----------------------------------|
| 個人で事業をしていた方 | 各種税還付を受けられる方(医療費控除、損益通算等) |
| 不動産所得があった方 | 2ヶ所以上から給与を受けていた方 |
| 年間2千万円以上の給与があった方 | 同族会社の役員等で給与の他に貸付金の利子、家賃などを受取っていた方 |
| 譲渡所得や一時所得があった方 | |

詳しくは国税庁の [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/> [国税庁 準確定申告 検索](#)

またはお近くの税務署までお問合せください。

1-4 相続税の申告について

①相続税の申告が必要な場合

相続税を納める必要があるのは、相続財産の課税価格が基礎控除額を超える場合です。基礎控除額は以下の計算式で計算されます。

$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

この基礎控除額を超える課税価格の財産を相続する場合には、超える部分について相続税の申告が必要となります。

課税価格

本来の相続財産に、プラスすべきもの(みなし相続財産：死亡保険金など)を足し、マイナスすべきもの(債務、葬式費用など)を引いた後の価格

②有価証券の課税評価額

主な有価証券の評価額は以下のようになっています。

| 有価証券の種類 | 評価方法 |
|---------|---|
| 上場株式 | <p>上場株式を相続により取得した場合のその上場株式の価額については、下記の(a)から(d)のうち最も低い価額を上場株式の評価額とします。</p> <p>(a) 課税時期の最終価格</p> <p>(b) 課税時期の属する月の最終価格の月平均額</p> <p>(c) 課税時期の属する月の前月の最終価格の月平均額</p> <p>(d) 課税時期の属する月の前々月の最終価格の月平均額</p> <p>ここでいう「課税時期」とは相続の場合「相続発生日」を表し、「最終価格」とは「上場している金融商品取引所における終値」を表します。</p> |
| 利付公社債 | <p>利付公社債とは、券面に利札(クーポン)のついている債券で、利払いは年間の一定期日に行われる債券です。評価方法については、3種類に区分され評価されます。</p> <p>a) 金融商品取引所に上場されている利付公社債</p> <p style="text-align: center;">課税時期の最終価格 + 既経過利息^(注)</p> <p>課税時期の最終価格がない場合には、課税時期前に最も近い日の最終価格を課税時期の最終価格とします。</p> <p>b) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される利付公社債</p> <p style="text-align: center;">日本証券業協会の公表する課税時期の平均値 + 既経過利息^(注)</p> <p>c) その他の利付公社債</p> <p style="text-align: center;">発行価額 + 既経過利息^(注)</p> <p>(注) 利払い未到来の利息のうち源泉所得税(復興特別所得税および地方税を含む)相当額控除後の金額</p> |

| 有価証券の種類 | 評価方法 |
|---------|--|
| 個人向け国債 | <p>個人向け国債は、以下の算式により評価されます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{額面金額} + \text{経過利子相当額} - \text{中途換金調整額}$ </div> <p>なお、中途換金調整額とは、換金手数料またはペナルティに相当するものです。中途換金調整額の計算方法は課税時期における保有期間により異なり、それぞれの計算方法によります。</p> <p>a) 発行から1年半以上経過の場合 中途換金日の直前2回分の各利子相当額×0.79685</p> <p>b) 発行から1年以上1年半未満の場合 中途換金日の直前2回分の各利子相当額×0.79685(－初回の利子の調整額相当額^(注1))</p> <p>c) 発行から半年以上1年未満の場合 初回の利子相当額×0.79685 + 経過利子相当額(－初回の利子の調整額相当額^(注1))</p> <p>d) 発行から半年未満の場合 経過利子相当額(－初回の利子の調整額相当額^(注1))</p> <p>(注) 2016年5月以降に発行される個人向け国債は、初回の利子の調整額の徴収が廃止されました。</p> |
| 投資信託 | <p>a) 上場されているもの 上場している受益証券については上場株式の評価方法に準じて評価します。</p> <p>b) 中期国債ファンド、MMF等の日々決算型 1口当たりの基準価額×口数 + 未収分配金(A) - (A)に係る源泉所得税相当額^(注1) - 信託財産留保額および解約手数料^(注2)</p> <p>c) その他の証券投資信託受益証券 1口当たりの基準価額×口数 - 解約請求等した場合の源泉所得税相当額^(注1) - 信託財産留保額および解約手数料^(注2)</p> <p>(注1) 源泉所得税相当額には復興特別所得税および地方税を含む。 (注2) 解約手数料には消費税額に相当する額を含む。</p> |

③各種の非課税制度

相続財産として相続税の対象とはなるものの、一定の金額までは非課税となるものがあります。主なものは以下の通りです。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 生命保険金 | 受取る生命保険金のうち「500万円×法定相続人の数」は非課税となります。 |
| 死亡退職金 | 受取る死亡退職金のうち「500万円×法定相続人の数」は非課税となります。 |

④各種の税額控除

基礎控除以外にも各種の税額控除制度があります。主なものを紹介します。

| | |
|----------|--|
| 配偶者の税額控除 | 配偶者が財産を相続する場合は「配偶者の税額軽減」特例があり、1億6千万円が法定相続分のいずれか高い金額までは相続税がかかりません。ただし、「配偶者の税額軽減」特例の適用を受けるには「相続税の申告」をする必要があります。 |
| 未成年者控除 | 法定相続人が未成年者である場合は、その人が18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を控除することができます。この控除額が対象となった未成年者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額をその未成年者の扶養義務者の相続税額から控除できます。 |

⑤相続財産以外の課税対象

相続による取得した財産以外にも、相続人が「相続開始前7年以内^{*}」の贈与によって取得した財産は課税対象となるので注意が必要です。

贈与時、贈与税の基礎控除額以上に贈与をして贈与税を納めている場合は、その贈与税額は相続税から控除できます。

^{*}令和5年12月31日までに贈与された財産については、加算対象期間は相続開始前3年間

⑥相続税の申告期限・申告先

相続税の申告・納税期限は相続が発生したことを知った日(被相続人の死亡した日)の翌日から10ヶ月以内とされています。申告書の提出先は、被相続人の死亡の時にける住所が日本国内にある場合は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

詳しくは国税庁の [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/> [国税庁 相続税申告 検索](#)

またはお近くの税務署までお問合せください。

1-5 その他死亡に伴うお手続きについて

相続の手続きは申告を要する資産だけではなく、存命中に利用していたサービス等にも及びます。一般的に考えられる手続きの種類は以下の通りです。

| 死亡に伴う基本的な届出・手続 | | | | |
|----------------|----------------|-----------------------------|------------|--------------------------|
| | 種類 | 手続先 | 期限 | チェック |
| 1 | 死亡届 | 亡くなった人の本籍地または届出人の住所地の市区町村役場 | 7日以内 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 死体火(埋)葬許可申請書 | | 7日以内 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 世帯主変更届 | 住所地の市区町村役場 | 14日以内 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 児童扶養手当認定請求書 | 住所地または本籍地の市区町村役場 | 世帯主変更届と同時に | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 運転免許証 | 最寄の警察署 | 速やかに | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 国民健康保険証 | 住所地の市区町村役場 | 速やかに | <input type="checkbox"/> |
| 7 | シルバーパス | 住所地の市区町村役場 | 速やかに | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 高齢者福祉サービス | 住所地の福祉事務所 | 速やかに | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 身体障害者手帳・愛の手帳など | 住所地の福祉事務所 | 速やかに | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 復氏届 | 住所地または本籍地の市区町村役場 | 必要に応じて | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 姻族関係終了届 | 住所地または本籍地の市区町村役場 | 必要に応じて | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 子の氏変更許可申請書 | 子の住所地の家庭裁判所 | 必要に応じて | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 改葬許可申立書 | 旧墓地の住所地の市区町村役場 | 必要に応じて | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 準確定申告 | 亡くなった人の住所地の税務署 | 4ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |
| 15 | 相続税申告 | 亡くなった人の住所地の税務署 | 10ヶ月以内 | <input type="checkbox"/> |

| 保険関連の受取手続 | | | | |
|-----------|---------------|-----------------|----|--------------------------|
| | 種類 | 手続先 | 備考 | チェック |
| 1 | 生命保険 | 生命保険会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 住宅ローンの団体生命保険 | 銀行 | | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 入院保険金 | 保険会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 団体弔慰金 | 共済会・互助会・協会・サークル | | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 簡易保険 | 郵便局 | | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 医療費控除の還付請求 | 税務署 | | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 遺族共済年金 | 各共済会 | | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 葬祭料 | 各共済会 | | <input type="checkbox"/> |
| 9 | クレジットカード 付帯保険 | カード会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 死亡退職金 | 勤務先 | | <input type="checkbox"/> |

| 名義変更手続き | | | | |
|---------|-----------------|---------------------|------|--------------------------|
| | 種類 | 手続き先 | 備考 | チェック |
| 1 | 金融資産 | 各金融機関 | | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 不動産(土地・家屋) | 法務局 | | <input type="checkbox"/> |
| 3 | ゴルフ会員権 | 会員ゴルフ場 | | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 固定電話加入権 | NTT | | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 特許権 | 特許庁 | | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 音楽著作権 | 社団法人日本音楽著作権協会 | | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 貸付金 | 貸付先(債務者) | | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 信用金庫への出資金 | 出資先 | | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 保証金 | 保証金の預け先 | | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 借地・借家 | 地主・家主 | | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 賃貸住宅 | 賃借人 | | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 自動車保険(自賠責・任意保険) | 損害保険会社(取扱代理店) | | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 家屋の火災保険 | 損害保険会社(取扱代理店) | | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 年金 | 年金事務所または街角の年金相談センター | | <input type="checkbox"/> |
| 15 | 公共料金 | 電気・ガス・水道会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 16 | NHK | 管轄の営業部・センター | | <input type="checkbox"/> |
| 17 | 各種免許・届出 | 管轄官庁 | 酒類など | <input type="checkbox"/> |
| 18 | 預貯金の口座 | 金融機関 | | <input type="checkbox"/> |
| 19 | 各種有価証券 | 保護預り証券会社・発行会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 20 | 自動車納税義務者 | 陸運局事務所 | | <input type="checkbox"/> |
| 21 | 固定資産税の納税者 | 住所地の市区町村役場 | | <input type="checkbox"/> |
| 22 | 市営・都営・県営住宅 | 住宅供給公社 | | <input type="checkbox"/> |

| 利用停止手続き | | | | |
|---------|----------------|----------------|----|--------------------------|
| | 当てはまる手続きの種類 | 手続き先 | 備考 | チェック |
| 1 | キャッシュカード | 銀行・郵便局・JA(農協) | | <input type="checkbox"/> |
| 2 | クレジットカード | クレジット会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 携帯電話 | 電話会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 4 | パスポート | 旅券事務所 | | <input type="checkbox"/> |
| 5 | デパート会員証 | デパート | | <input type="checkbox"/> |
| 6 | フィットネスクラブ会員証 | フィットネスクラブ | | <input type="checkbox"/> |
| 7 | JAF会員証 | JAF | | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 無料バス | バス・電車会社(市役所等) | | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 身分証明書 | 学校・会社・福祉事務所 | | <input type="checkbox"/> |
| 10 | パソコン・インターネット会員 | プロバイダー | | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 老人会会員証 | 老人会 | | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 貸金庫 | 契約銀行 | | <input type="checkbox"/> |
| 13 | リース・レンタルサービス | リース会社・レンタル会社 | | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 借金 | 消費者金融・銀行・ローン会社 | | <input type="checkbox"/> |

| 勤務先(在職中の場合) | | | | |
|-------------|-------|----------------|----|--------------------------|
| | 種類 | 手続き先 | 備考 | チェック |
| 1 | 死亡退職届 | 勤務先(手続は勤務先で行う) | | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 身分証明書 | 勤務先(手続は勤務先で行う) | | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 退職金 | 勤務先(手続は勤務先で行う) | | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 最終給与 | 勤務先(手続は勤務先で行う) | | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 健康保険証 | 勤務先(手続は勤務先で行う) | | <input type="checkbox"/> |

2 三菱UFJモルガン・スタンレー証券について

「ためる」から「運用する」へ。
大切な資産運用を、
三菱UFJモルガン・スタンレー証券が
お手伝いします。

教育・老後資産の運用や相続等、資産運用のニーズはさまざま。

そうした一人ひとりの人生設計によりそい、大切な資産を
ともに末永く育てて守っていくことこそ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の使命です。

三菱UFJフィナンシャルグループとモルガン・スタンレーが
これまでグローバル市場で積み重ねてきたノウハウや専門性を結集し、
お客さまに最適な資産運用の形をご提供します。

当社の概要 2025年2月1日現在

| | |
|----------|---|
| 当商号等 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 |
| 本店 | 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 |
| 本社所在地 | 〒100-8127 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資本金 | 405億円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 創業年月日 | 1948年3月4日 |
| 設立年月日 | 2009年12月1日 |

1 相続での基礎知識

2 三菱UFJモルガン・スタンレー証券について

3 証券口座サービスおよび証券の主な制度について

4 証券取引の基礎知識

3 証券口座サービスおよび証券の主な制度について

証券取引を行うにあたり、関連する証券サービスや税制・法令等をまとめています。相続に伴い、口座開設する際の参考としてご利用ください。
(※当社ホームページの「サービス情報」にも詳しく掲載しております。)

【証券口座の主なサービス】

● 証券総合口座

証券取引を行う時に利用する口座です。証券総合口座では、国内・国外の有価証券取引・MRF（マネー・リザーブ・ファンド）取引・有価証券の保護預り等が行えます。
※証券総合口座の契約内容は同封の約款・規定集をご確認ください。

● MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

主に円建ての公社債を投資対象とする証券総合口座専用のファンドです。国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に、安定した収益の確保を目指し、安定運用を行います。証券総合口座でご売却等によりお預り金が発生した場合は自動買付により効率的に運用する他、買付等で不足金が発生した場合には自動で売却し、不足金に充当します。

● オンライントレード・テレフォントレード

パソコン、スマートフォン、携帯電話、固定電話でお取引や資産状況の確認、投資情報サービスをご利用いただけます。画面で操作するインターネットトレード等と音声認識により操作するボイストレードおよびオペレーターが対応するコールセンターの3つの窓口があります。

● 証券カード

お客様の口座からの金銭の引出しや買付代金の入金を、ゆうちょ銀行・銀行等のATM（現金自動預け払い機）で行うことができます。カードの発行費・年会費は無料です。

● 金銭の振込先登録

当社の証券総合口座では、お客様へ金銭を返金する場合、預貯金口座への振り込みにより返金します。安全面を考慮し、あらかじめお届いただいた預貯金口座以外へは返金しない仕組みとなっていますので、事前にご指定いただく必要があります。

● 利金・分配金・償還金のお受取り方法の指定

当社で保護預りしている国内外の債券・投資信託等で発生する利金・収益分配金・償還金等のお受取り方法をお預り金、銀行振込、外貨MMF自動買付の中からご指定いただけます。ご指定のチェックがない場合は、証券総合口座にお預り金として入金されます。

● 国内株式配当金のお受取り方法の指定（株式数比例配分方式）

株式数比例配分方式とは国内株式から発生する配当金を証券総合口座で受取る方式です。特定口座にて売買による譲渡損益と損益通算させる場合はこの受取り方法の指定が必須です。ご指定がない場合は、郵便為替または銀行振込でのお受取りになり、損益通算する場合は確定申告が必要です。

【証券取引に関する主な制度 1】

● 証券税制

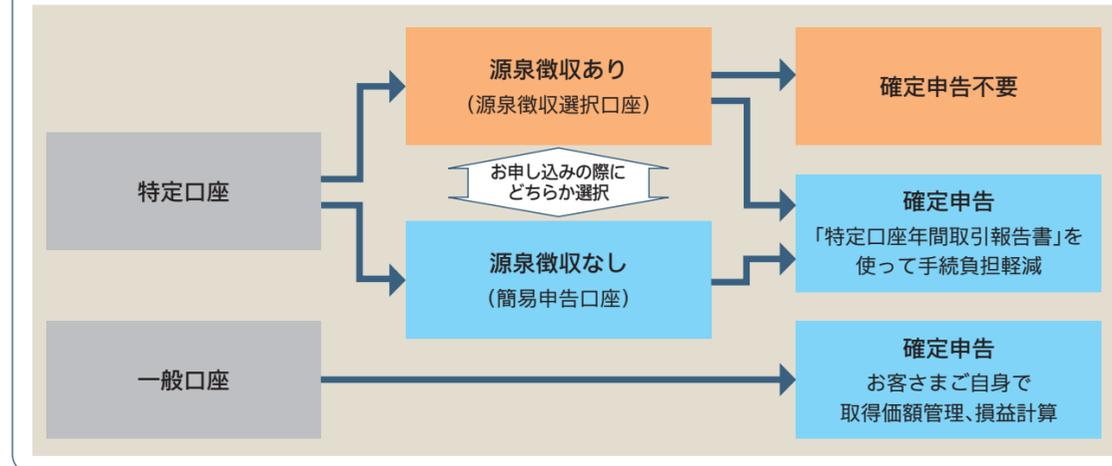
上場株式等^{※1}の売却益に対しては所得税と住民税が課税されます。申告分離課税のため、原則として確定申告が必要となり、20.315%（所得税及び復興特別税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます。上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額（特定公社債の利子所得を含む）と損益通算することができます。

| | | | | | | |
|---------------------|----|----------------|----|---------------------|----|--------|
| 上場株式等 ^{※1} | 譲渡 | 申告分離課税 | | 一般株式等 | 譲渡 | 申告分離 |
| | 償還 | | | | 配当 | |
| | 配当 | 配当課税 | 選択 | 一般利子等 ^{※2} | | 源泉分離課税 |
| | 利子 | 申告分離課税 申告不要 | | | | |

※1 上場株式、ETF、ETN、J-REIT、非上場公募投資信託の受益権、特定公社債（同族会社の発行する私募社債や預金保険法の適用を受ける金融債などを除く公社債）などです。
※2 預貯金や預金保険法の適用を受ける金融債の利子、私募公社債投資信託の分配金などです。

● 特定口座制度

有価証券投資により発生した各種所得額の計算はお客様自身が行い、納税は確定申告によりお客様自身が納税します。特定口座制度は所得の計算や確定申告をお客さまに代わって証券会社が行う制度です。特定口座には、譲渡益税を源泉徴収することで確定申告を不要とする「源泉徴収あり」と、損益計算は証券会社が行い確定申告はお客様が行う「源泉徴収なし」の2つがあります。



● NISA制度

NISAとは、毎年360万円（つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円）までの投資に対して適用される個人投資家のための税制優遇制度（少額投資非課税制度）です。NISA口座を開設しようとする年の1月1日時点で満18歳以上である居住者が利用できます。

1 相続での基礎知識

2 三菱UFJモルガン・スタンレー証券について

3 証券口座サービスおよび証券の主な制度について

4 証券取引の基礎知識

【証券取引に関する主な制度 2】

● マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための制度です。個人は住民登録がされている全国民に12桁のマイナンバー（個人番号）が付与されます。所得税法等の法令により税務署に提出する法定調書等に、マイナンバー（個人番号）の記載が義務付けられていることから証券口座の新規口座開設の際は、マイナンバーの告知が必要となります。

● 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（実特法）

実特法とは、国境を越える脱税を防止するため、各国税務当局間で共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）に従って「非居住者」に係る金融口座情報を自動的に交換する制度です。日本でも平成29年1月1日から開始されました。『租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律』（実特法）にもとづき平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等に口座開設を行うお客さまは、当該金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要です。

● 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）とは

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」）は、犯罪による収益の移転の防止を図ることを目的として制定された法律です。当社では、犯収法にもとづき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提出と、ご職業、取引を行う目的などをお届出いただき確認をさせていただいております。

● 外国PEPsとは

外国PEPsとは、外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。平成28年10月1日より犯収法の一部改正により、金融機関はお取引口座の開設時等において、外国PEPsに該当するかどうかを確認すること等が義務付けられたことから、口座開設時に届出をいただいております。

● FATCA（Foreign Account Tax Compliance Act）とは

FATCAとは、米国の「外国口座税務コンプライアンス法」（Foreign Account Tax Compliance Act）のことで、米国人による米国外の金融口座を利用した租税回避等を阻止することを目的として制定され、お客さまが特定米国人等に該当した場合、米国内国歳入庁（IRS）に報告することを求める法律です。金融庁等の要請に基づき、当社は、お客さまが特定米国人等に該当するかどうか確認させていただいております。

4 証券取引の基礎知識

【株式について】

①株式とは

株式は、値上がり益や配当金、株式分割、株主優待等さまざまなメリットが期待できます。しかし株価は景気動向や金利・為替の変動等、さまざまな要因で日々上下するものです。リスクとリターンを良く理解して余裕資金で投資することが大切です。

②株式投資のメリット

| | |
|----------|---|
| 値上がり益の期待 | 企業の業績等の要因で株価が上昇し、取得したときの価格との差が株主の利益となる可能性があります。 |
| 配当金 | 利益、持ち株に応じた配当金を受取ることができます。 |
| 株主優待 | 企業によって製品やサービスが無料または割引等で提供される株主優待を受取ることができます。 |

③手数料

国内株式取引の場合は、約定金額に対して最大1.430%（税込）の売買手数料がかかります。（ただし193,000円以下の場合は最大2,750円（税込））

④株式投資の注意点

リターンを期待できる分大きく値下がりし損失を被ることもあります。

〈株式のより詳細な情報について〉

より詳しい情報をご要望の際には、当社HPの「株式投資のはじめ方」を参照いただくか最寄りの本・支店にお問合せください。

【債券について】

①債券とは

国や企業等が広く一般の投資家から資金調達をするために、その元本の返済や利子の支払い等を約束して発行する有価証券です。発行者が充分返済能力を持っているか等、信用リスクの見極めが重要なポイントとなります。

②債券投資のメリット

| | |
|------------|--|
| 運用計画を立てやすい | 債券は発行時に条件が決定され、その条件に従って利子・償還金が支払われます。種類も期間も豊富ですので、ニーズにあわせた計画的な資産運用に活用できます。 |
| 安全性が高い | 原則として、満期日まで保有すれば額面金額が戻ってきます。 |
| 中途換金性 | 原則として、満期日前に時価で中途売却（換金）できます。 |

③手数料

債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただくことになります。

④債券投資の注意点

発行体の信用力を確認しましょう。仮に破綻したら利息も元本も受取れない可能性があります。期間中は金利動向等により価格が変動するため、満期を待たずに売却すると元本割れすることもあり得ます。運用期間にあった債券に投資しましょう。

〈債券のより詳細な情報について〉

より詳しい情報をご要望の際には、当社HPの「債券投資のはじめ方」を参照いただくか最寄りの本・支店にお問合せください。

【投資信託について】

①投資信託とは

投資信託は、多くの投資家から資金を募り、それをひとまとめにして専門家が複数の株式や債券等に分散して運用する商品です。

株式や債券等の銘柄選びで迷っているお客さまには、投資信託からはじめてみることをおすすめします。

②投資信託のメリット

| | |
|---------|--|
| 分散投資効果 | 投資信託は幅広い銘柄に分散投資しているので、仮に組み入れられている一部の会社が倒産しても、集中投資した場合と比較して損失が限定的になります。 |
| 少額投資が可能 | 株式を複数銘柄買うためには、ある程度まとまったお金が必要になります。投資信託なら多くは1万円程度から手軽に買付けることができます。 |
| プロによる運用 | 経験豊富な運用の専門家による企業リサーチ・分析をもとに投資判断を行います。 |

③手数料

主な手数料として、購入時手数料や信託財産留保額、信託報酬等があります。手数料の内容や料率は銘柄ごとに異なりますので、目論見書等でご確認ください。

④投資信託の注意点

基準価額はたえず変動します。相場環境によっては元本割れする可能性があります。

数ある商品の中から、運用力、手数料等を見て優れたものを選ぶ必要があります。

〈投資信託のより詳細な情報について〉

より詳しい情報をご要望の際には、当社HPの「投資信託のはじめ方」を参照いただくか最寄りの本・支店にお問合せください。

〈ご留意事項〉

当社取扱いの商品等にご投資いただく際には、価格の変動や、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化、金利・為替の変動などにより、投資元本を割り込み損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。